

第56回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

平成30年8月10日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

札幌市中央区北1条西11丁目
ロイトン札幌 3階 ロイトンホール



議決権行使について

株主総会に当日ご出席いただけない場合は、同封の議決権行使書のご返送又はインターネットにより、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

行使期限 平成30年8月9日（木曜日）午後6時

株式会社ツルハホールディングス

証券コード 3391

くすり!と、暮らしに微笑みを。

ツルハグループ

目次

第56回定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	5
連結計算書類	27
計算書類	40
監査報告書	46
株主総会参考書類	50

第1号議案 取締役11名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

第3号議案 当社および当社子会社の執行役員
および従業員に対するストック
オプションとしての新株予約権の
募集事項の決定を当社取締役会に
委任する件

株 主 各 位

札幌市東区北24条東20丁目1番21号
株式会社ツルルホールディングス
代表取締役社長 堀 川 政 司

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否を表示のうえご送付いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし電磁的方法（インターネット等）により行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成30年8月9日（木曜日）午後6時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年8月10日（金曜日）午前10時（午前9時受付開始）

2. 場 所 札幌市中央区北1条西11丁目
ロイトン札幌 3階 ロイトンホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目 的 事 項

報告事項

- 第56期（平成29年5月16日から平成30年5月15日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件
- 第56期（平成29年5月16日から平成30年5月15日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役11名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

第3号議案 当社および当社子会社の執行役員および従業員に対するストックオプション
としての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

4. 議決権の行使等についてのご案内

3頁に記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご参照ください。

5. 修正事項の通知方法

株主総会参考書類および事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tsuruha-hd.co.jp/>) において周知させていただきます。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、お早目にご来場くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）ので、ご注意ください。
 - ◎お土産は、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきますのでご了承ください。

議決権の行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様にとって重要な権利です。後記の株主総会参考書類(50頁)をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。議決権の行使には以下3つの方法がございます。

1 株主総会へ出席する場合



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

2 議決権行使書を郵送する場合



株主総会にご出席いただけない場合、議案の賛否をご表示のうえ、平成30年8月9日(木曜日)午後6時までに到着するようにご返送ください。

3 インターネット等による議決権行使の場合



株主総会にご出席いただけない場合、インターネット等により議決権を行使していただけます。

詳しくは、
次頁をご覧ください。

パソコン、スマートフォン又は携帯電話等から議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスし、議決権行使書に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使の場合の有効期限は、平成30年8月9日(木曜日)午後6時受付分までとなります。ご注意ください。

(毎日午前2時から午前5時まで
は取扱いを休止しております。)

議決権行使書のご記入方法のご案内

議案	原案に対する賛否	
	賛	否
第1号議案	○	○
第2号議案	○	○
第3号議案	○	○

議決権の数

議決権の数に1票ごとに1個となります。

【インターネットによる議決権の行使の場合】

【ログインID】

株主番号(8桁)

株式会社フルホールディングス

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

議案	
賛成の場合	▶ 「賛」の欄に○印
否認する場合	▶ 「否」の欄に○印

【議決権の行使のお取り扱いについて】

議決権行使書用紙において、議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

(1) パソコンをご使用する場合

議決権行使サイトにアクセスする
(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

A 「次の画面へ」をクリック

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ

(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合は、必ず事前に「本サイト利用規定」および「本サイト利用ガイド」をご覧ください。

本サイト利用規定

本サイト利用ガイド

上記記載内容をご了承される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。

A

次の画面へ

ログインする

B お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

C 「ログイン」をクリック

■ログイン

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。

ログインID (半角) **C**

パスワード

または仮パスワード (半角) **C**

C

ログイン

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されている

パスワードをご入力の上、「パスワード変更」を選択してください。

パスワード変更

ログインID、仮パスワードは議決権行使書用紙に記載されています。

仮パスワードによるログインの場合は、自動的にパスワード変更お手続き画面になりますので、株主様ご指定の任意のパスワードに変更してください。

パスワードを登録する

D 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

E 「送信」をクリック

パスワードのご変更

パスワードを変更いたします。現在のパスワードと新しいパスワード(株主様ご指定の任意のパスワード)を入力してください。

・確認のため新しいパスワードと「新しいパスワード(確認用)」の2箇所に入力内容を入力してください。

・「送信」を選択すると新しいパスワードが有効となります。

現在のパスワード (半角)

新しいパスワード (半角)

新しいパスワード(確認用) (半角) **E**

E

送信

確認画面が出たら「確認」をクリック

以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(3) 代理人による議決権行使の場合

株主総会にご出席いただけない場合、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 携帯電話をご使用する場合

議決権行使サイトにアクセスする
(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

A 「ログイン」をクリック
QRコードは一部の携帯電話ではご使用いただけませんのでご了承ください。

三菱UFJ信託銀行
議決権行使サイト

◆議決権行使
サイト(トップ)

■ご利用案内

A ■お読みください。

■ログイン

■お問合せ

こちらからログインしてください。



ログインする

B お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

C 「ログイン」をクリック

三菱UFJ信託銀行
議決権行使サイト

B ■本人認証

■ログインIDを入力(4桁区切り)

■本パスワードもしくはご案内の仮パスワードを入力

■すべて半角で入力

C ■太文字と小文字は区別

■ログイン

■パスワードを失念された方、連続して間違えて利用できなくなった方は、三菱UFJ信託銀行証券代行部(ヘルプデスク)へお問合せください。

以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(添付書類)

事業報告

(平成29年5月16日から
平成30年5月15日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

① 事業の状況

当連結会計年度（平成29年5月16日～平成30年5月15日）における経済情勢は、海外の経済情勢の不透明感や金融資本市場の変動などの懸念があったものの、国内景気の緩やかな回復基調が続き、消費者マインドにも持ち直しの動きが見られました。

ドラッグストア業界においては、競合他社の出店や価格競争が引き続き激化しているほか、企業の統合・再編への動きがさらに強まっており、厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループではコンサルティングを主体とした接客サービスの徹底を継続して行うとともに、戦略的な営業施策を実施いたしました。具体的には、お客様のニーズに対応する高付加価値商品のコンサルティング販売に注力したほか、高齢化や競争激化に伴う商圈縮小に対応すべく利便性の強化を図るため、食品売場を中心に既存店舗の改装を推進いたしました。また、当社グループのプライベートブランド「エムズワン」「メディズワン」においては、商品ラインアップの整理による効率向上を図るとともに、リニューアル等によるさらなる品質向上を引き続き行ってまいりました。

出店につきましては、ドミナント戦略に基づく地域集中出店および既存店舗のスクラップアンドビルドを推進したことにより、期首より130店舗の新規出店と35店舗の閉店を実施いたしました。また平成29年9月29日付で株式会社杏林堂グループ・ホールディングスを子会社化したことにより、同社の子会社である株式会社杏林堂薬局が運営する静岡県内のドラッグストアおよび調剤薬局78店舗が当社グループに加わり、当連結会計年度末のグループ店舗数は直営店で1,931店舗となりました。なお、タイ国内の当社グループ店舗におきましては、1店舗の新規出店と2店舗の閉店を実施し、店舗数は平成30年5月15日現在で18店舗となりました。

当社グループの出店、閉店の状況は次のとおりとなっております。

(単位：店舗)

	前期末 店舗数	出店	子会社化	閉店	純増	期末 店舗数	うち 調剤薬局
北海道	372	21	－	5	16	388	86
東北	445	23	－	5	18	463	89
関東甲信越	403	36	3	7	32	435	135
中部・関西	61	10	78	5	83	144	76
中国	275	15	－	6	9	284	76
四国	190	17	－	7	10	200	49
九州	9	8	－	－	8	17	1
国内店舗計	1,755	130	81	35	176	1,931	512

(その他 海外18店舗 FC加盟店舗2店舗)

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高6,732億38百万円（前年同期比16.7%増）、営業利益402億36百万円（同14.0%増）、経常利益416億10百万円（同12.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益247億98百万円（同6.7%増）となりました。

今後は新たな中期目標である「2024年5月期 3,000店舗」「売上高1兆円」の達成とさらなる経営基盤と成長力の強化に努め、地域のお客様にとって便利で信頼される店舗づくりと日本一のドラッグストアチェーン構築を目指し、企業価値向上に努めてまいります。

なお、商品部門別の状況は、次のとおりであります。

医薬品

「メディズワン」ほか医薬品プライベートブランド商品等のカウンセリング販売を推進したほか、調剤薬局45店舗の新規開設による調剤報酬額の伸長等により、売上高は前年同期比13.9%増加の1,556億77百万円となりました。

化粧品

化粧品販売担当者の教育体制の充実を図り、一般化粧品の売場展開強化と制度化粧品のカウンセリング推進による化粧品の固定顧客拡大に取り組んだ結果、高付加価値商品の販売が好調に推移したことなどにより、売上高は前年同期比12.9%増加の1,227億38百万円となりました。

日用雑貨

衣類用洗剤・芳香剤などにおいてカテゴリーごとの棚割・商品構成の見直しを行ったことに加え、競合環境の変化等に対応した売価設定の適正化を行ったことなどから、売上高は前年同期比11.3%増加の1,782億46百万円となりました。

育児用品

ベビー用紙おむつおよび哺乳瓶等において、日本製商品の需要急増に対する反動減が一巡したことなどにより、売上高は前年同期比4.1%増加の208億42百万円となりました。

その他

食品取扱店舗の売場改装による取扱品目の拡充を推進したほか、機能性飲料、サプリメントなど話題商品の展開を強化したことにより、売上高は前年同期比29.7%増加の1,902億79百万円となりました。

商品部門別売上実績

品目		当連結会計年度 (自 平成29年5月16日 至 平成30年5月15日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)
商 品	医薬品	155,677	23.1	113.9
	化粧品	122,738	18.2	112.9
	日用雑貨	178,246	26.5	111.3
	育児用品	20,842	3.1	104.1
	その他	190,279	28.3	129.7
小計		667,784	99.2	116.7
不動産賃貸料		367	0.1	105.5
手数料収入		693	0.1	95.1
インターネット販売等		4,392	0.6	117.0
合計		673,238	100.0	116.7

(注) 当社グループは、おもに一般消費者に対して店頭販売を行っているため、受注生産および受注販売は行っておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、161億39百万円であり、その主なものは130店舗の新規出店および改装に伴う差入保証金等の店舗設備投資であります。

(出店店舗)

都道府県別出店店舗数			
北海道	21店舗	静岡県	3店舗
青森県	1店舗	京都府	2店舗
岩手県	2店舗	大阪府	2店舗
宮城県	8店舗	兵庫県	1店舗
山形県	2店舗	和歌山県	2店舗
福島県	10店舗	鳥取県	2店舗
茨城県	1店舗	島根県	2店舗
栃木県	5店舗	岡山県	2店舗
千葉県	10店舗	広島県	9店舗
東京都	8店舗	徳島県	4店舗
神奈川県	1店舗	香川県	3店舗
新潟県	6店舗	愛媛県	8店舗
山梨県	1店舗	高知県	2店舗
長野県	4店舗	福岡県	8店舗
		計	130店舗

(閉店店舗)

都道府県別閉店店舗数			
北海道	5店舗	兵庫県	4店舗
岩手県	1店舗	鳥取県	1店舗
宮城県	3店舗	広島県	3店舗
山形県	1店舗	山口県	2店舗
千葉県	1店舗	徳島県	1店舗
東京都	5店舗	香川県	1店舗
神奈川県	1店舗	愛媛県	4店舗
静岡県	1店舗	高知県	1店舗
		計	35店舗

- ③ 資金調達の状況
当連結会計年度において社債または新株の発行による資金調達は行っておりません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
平成29年9月29日付で株式会社杏林堂グループ・ホールディングスの株式51%を取得し、同社を子会社化いたしました。これにより静岡県に78店舗を展開する、株式会社杏林堂グループ・ホールディングスの完全子会社である株式会社杏林堂薬局が当社の孫会社となりました。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 53 期 (平成27年5月期)	第 54 期 (平成28年5月期)	第 55 期 (平成29年5月期)	第 56 期 (当連結会計年度) (平成30年5月期)
売 上 高 (百万円)	440,427	527,508	577,088	673,238
経 常 利 益 (百万円)	27,985	32,623	38,628	41,610
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	17,210	19,323	24,433	24,798
1株当たり当期純利益 (円)	362.36	405.73	509.60	515.26
総 資 産 (百万円)	213,854	293,541	287,822	339,686
純 資 産 (百万円)	131,791	155,290	176,153	203,989
1株当たり純資産額 (円)	2,765.60	3,170.60	3,567.10	3,959.04

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社に該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ツ ル ハ	4,252百万円	100.0%	薬局および店舗販売業に基づく医薬品等の販売ならびにフランチャイズ店への卸売販売業
株 式 会 社 く す り の 福 太 郎	98百万円	100.0%	関東地区における薬局・店舗販売業に基づく医薬品等の販売
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本	287百万円	100.0%	中国・九州地区における薬局・店舗販売業に基づく医薬品等の販売
株 式 会 社 レ デ イ 薬 局	598百万円	51.0%	中国・四国地区における薬局・店舗販売業に基づく医薬品等の販売
株式会社杏林堂グループ・ホールディングス	50百万円	51.0%	ドラッグストア運営子会社の経営指導および管理
株 式 会 社 杏 林 堂 薬 局	50百万円	51.0%	静岡県内における薬局・店舗販売業に基づく医薬品等の販売
株式会社ツルハグループマーチャンダイジング	10百万円	100.0%	当社グループ全般に係る商品の調達および物流に関する企画、商談、調達業務 当社グループのプライベートブランド商品の企画開発・販売促進業務 当社グループ取扱商品の電話およびインターネット等での通信販売
株式会社ツルハフィナンシャルサービス	10百万円	100.0%	保険代理店業務および経営指導管理
株式会社ツルハコーポレーション北北海道	10百万円	100.0%	北北海道地区における店舗販売業に基づく医薬品等の販売
株式会社ツルハコーポレーション南北海道	10百万円	100.0%	南北海道地区における店舗販売業に基づく医薬品等の販売
株式会社ツルハコーポレーション東北	10百万円	100.0%	関東・甲信、東北地区における店舗販売業に基づく医薬品等の販売
株 式 会 社 ツ ル ハ フ ァ ー マ シ ー	10百万円	100.0%	不動産賃貸業
株 式 会 社 セ ベ ラ ル	50百万円	100.0%	自動販売機の賃貸および飲料の販売

- (注) 1. (株)ツルハコーポレーション北北海道、(株)ツルハコーポレーション南北海道、(株)ツルハコーポレーション東北、(株)ツルハファーマシーは、(株)ツルハの完全子会社であります。
 2. (株)杏林堂薬局は、(株)杏林堂グループ・ホールディングスの完全子会社であります。
 3. (株)セベラルは、(株)ツルハフィナンシャルサービスの完全子会社であります。

③ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社ツルハ	札幌市東区北24条東20丁目1番21号	28,208百万円	95,492百万円
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本	広島市西区井口明神1丁目1番10号	21,619百万円	

(4) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、国内景気の緩やかな回復基調が続いているものの、海外の経済情勢の見通しへの懸念などから消費者の生活防衛意識は継続するものと考えられます。ドラッグストア業界においては価格競争や出店競争の激化、および業界の垣根を越えたM&Aや業務・資本提携などの業界再編への動きがより加速すると想定され、厳しい経営環境が続くものと思われまます。

このような状況の中で、当社は「お客様の生活に豊かさや余裕を提供する」という経営理念のもと、美と健康に関する高い専門性を生かしたコンサルティングサービスの充実に引き続き取り組むとともに、プライベートブランド商品をはじめとする良質でお求めやすい商品の品揃えによる利便性の提供に努め、お客様に親しまれる身近で便利なドラッグストアを目指してまいります。

2019年5月期の重点方針は次のとおりです。

①収益性を重視した店舗展開戦略

店舗展開地域への集中出店によりドミナント戦略を推進するとともにM&Aを含めた新規地域への展開拡大を図ります。

②高齢化や競争激化による商圈縮小への対応

主力の郊外型・住宅街立地に加え、都市型・繁華街立地への出店を推進するほか、食品売場の改装等を通じた利便性の向上に取り組めます。

③事業会社の経営効率の向上

物流センターの機能向上等による店舗作業改善を引き続き推進するとともに、ポイントカード会員の拡大を通じたより効率的な販促施策を実施することにより、販売管理費率の改善を図ります。

④グループ管理業務の集約による効率化

グループの組織力と経営効率の向上を図るべく、管理部門を中心に業務の集約・一化、コスト削減を進め、よりスリムな本社体制を構築し企業規模のさらなる拡大に対応してまいります。

⑤プライベートブランドの再構築と商品力強化

グループのスケールメリットを生かし、より優れた品質でお客様のニーズに応える商品開発を目指すため、新たなプライベートブランド「くらしリズム」への全面リニューアルに着手します。ツルハグループを代表する優れた商品の開発とブランド育成を通じて企業価値の向上および競争力の強化を図ってまいります。

⑥調剤事業の強化

既存店舗への併設を中心とした調剤薬局の新規出店を推進するとともに、薬局店頭での健康セルフチェック（自己採血）の実施などを通じて調剤事業の充実に取り組みます。また、平成30年度診療報酬改定を踏まえ、患者様への服薬指導等の対人業務の充実を図り適切な治療をサポートすべく、薬剤師のスキルアップに努めてまいります。

⑦海外事業展開の推進

業務提携先であるタイ国・サハグループとの合併会社「Tsuruha(Thailand)Co.,Ltd.」によるタイ国での事業基盤を確立し、引き続き収益の見込める好立地への出店を図るとともに、管理業務の効率化、店舗生産性の向上に取り組みます。

2019年5月期は、新規出店130店舗、閉店36店舗のほか、平成30年5月22日付で子会社化した、株式会社ビー・アンド・ディーホールディングスの完全子会社であります、株式会社ビー・アンド・ディーの65店舗が加わることから、期末店舗数2,090店舗を計画しており、未出店地区への進出も含めてより一層のドミナント化を推進いたします。さらに、当社は新たに「2024年5月期 3,000店舗」「売上高1兆円」を中期目標とし、本目標の達成かつ、高い成長性を維持するため、上記施策の確実な実行と、当社の方針に賛同していただける企業との資本・業務提携やM&Aも実施しながら、グループの企業価値の最大化に注力して行きたいと考えております。

(5) 主要な事業内容 (平成30年5月15日現在)

当社は、グループ会社各社の経営指導および管理を行っております。

なお、当社グループは、当社、連結子会社13社で構成され、医薬品、化粧品、日用雑貨、育児用品等の販売および調剤薬局の経営に係る事業等を行っております。

(6) 主要な営業所 (平成30年5月15日現在)

当社本社 札幌市東区北24条東20丁目1番21号

なお、当社グループ店舗数の状況は以下のとおりであります。

直営店舗1,931店舗 (その他 海外18店舗、フランチャイズ2店舗)

当社グループ直営店舗の分布状況 (地区および店舗数) は次のとおりであります。

都道府県別店舗数			
北海道	388店舗	愛知県	8店舗
青森県	51店舗	滋賀県	8店舗
岩手県	62店舗	京都府	3店舗
宮城県	113店舗	大阪府	17店舗
秋田県	65店舗	兵庫県	14店舗
山形県	77店舗	和歌山県	14店舗
福島県	95店舗	鳥取県	30店舗
茨城県	46店舗	島根県	50店舗
栃木県	16店舗	岡山県	9店舗
埼玉県	7店舗	広島県	159店舗
千葉県	139店舗	山口県	36店舗
東京都	143店舗	徳島県	19店舗
神奈川県	41店舗	香川県	44店舗
新潟県	7店舗	愛媛県	110店舗
山梨県	25店舗	高知県	27店舗
長野県	11店舗	福岡県	17店舗
静岡県	80店舗	計	1,931店舗

(7) 従業員の状況 (平成30年5月15日現在)

① 当社グループの状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	4,230名	673名増	36歳2ヵ月	9年6ヵ月
女 性	3,713名	892名増	31歳9ヵ月	6年8ヵ月
合計または平均	7,943名	1,565名増	34歳1ヵ月	8年2ヵ月

(注) 上記従業員数には、社外への出向者7名を含み、嘱託386名およびパートタイマーは含めておりません。なお、パートタイマーの当期末の人数は14,112名 (1日1人8時間換算) であります。

② 当社の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	126名	23名増	46歳1ヵ月	17年1ヵ月
女 性	55名	12名増	39歳1ヵ月	13年4ヵ月
合計または平均	181名	35名増	44歳0ヵ月	16年0ヵ月

- (注) 1. 上記従業員数には、嘱託およびパートタイマーは含めておりません。なお、パートタイマーの当期末の人数は2名（1日1人8時間換算）、嘱託は16名であります。
2. 上記従業員数には、当社グループからの出向者118名を含んでおります。

(8) 主要な借入先（平成30年5月15日現在）

借 入 先	借 入 額
シンジケートローン	3,600百万円

- (注) シンジケートローンは、当社子会社である(株)レデイ薬局による(株)みずほ銀行を幹事とする金融機関4社の協調融資によるものです。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成30年5月22日付で株式会社ビー・アンド・ディーホールディングスの株式を取得し、完全子会社化いたしました。

また、上記取得により、株式会社ビー・アンド・ディーホールディングスの子会社であり、愛知県内に65店舗を展開する株式会社ビー・アンド・ディーが当社の孫会社となりました。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 152,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 49,091,568株 |
| ③ 株主数 | 11,300名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
イオン株式会社	6,313千株	13.10%
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02	2,386千株	4.95%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,045千株	4.24%
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036	1,761千株	3.65%
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	1,578千株	3.28%
鶴羽 樹	1,408千株	2.92%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,351千株	2.80%
鶴羽 肇	1,013千株	2.10%
小川 久哉	1,000千株	2.08%
鶴羽 弘子	962千株	2.00%

(注) 持株比率は、当社所有自己株式（886,038株）を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

① 当事業年度末日における当社役員の新株予約権等の保有状況

発行回数 (株式報酬型 ストック オプション)	新株予約権 の数(新株 予約権1個に つき200株)	目的となる 株式の数	新株予約 権の払込 金額	行使 価額	行使期間	当社役員の保有状況			
						区分	新株予約権 の数	目的である 株式の数	保有 者数
2008年 新株予約権	111個	22,200株	無償	1円	平成20年9月26日 から平成40年9月 25日まで	取締役(注)	35個	7,000株	5名
						社外取締役	14個	2,800株	2名
						監査役	14個	2,800株	2名
2009年 新株予約権	132個	26,400株	無償	1円	平成21年9月26日 から平成41年9月 25日まで	取締役(注)	40個	8,000株	5名
						社外取締役	16個	3,200株	2名
						監査役	16個	3,200株	2名
2010年 新株予約権	138個	27,600株	無償	1円	平成22年9月28日 から平成42年9月 27日まで	取締役(注)	45個	9,000株	5名
						社外取締役	9個	1,800株	1名
						監査役	18個	3,600株	2名
2011年 新株予約権	156個	31,200株	無償	1円	平成23年9月28日 から平成43年9月 27日まで	取締役(注)	45個	9,000株	5名
						社外取締役	9個	1,800株	1名
						監査役	18個	3,600株	2名
2012年 新株予約権	144個	28,800株	無償	1円	平成24年9月28日 から平成44年9月 27日まで	取締役(注)	42個	8,400株	5名
						社外取締役	6個	1,200株	1名
						監査役	12個	2,400株	2名
2013年 新株予約権	76個	15,200株	無償	1円	平成25年9月28日 から平成45年9月 27日まで	取締役(注)	21個	4,200株	5名
						社外取締役	6個	1,200株	2名
						監査役	12個	2,400株	4名
2014年 新株予約権	64個	12,800株	無償	1円	平成26年9月28日 から平成46年9月 27日まで	取締役(注)	17個	3,400株	5名
						社外取締役	4個	800株	2名
						監査役	8個	1,600株	4名
2015年 新株予約権	37個	7,400株	無償	1円	平成27年9月29日 から平成47年9月 28日まで	取締役(注)	12個	2,400株	5名
						社外取締役	2個	400株	2名
						監査役	5個	1,000株	5名
2016年 新株予約権	42個	8,400株	無償	1円	平成28年9月27日 から平成48年9月 26日まで	取締役(注)	9個	1,800株	4名
						社外取締役	3個	600株	3名
						監査役	5個	1,000株	5名

(注) 社外取締役は含まれておりません。

- ② 当事業年度中の従業員等に対する新株予約権等の交付の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況

a) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	鶴 羽 樹	(株)ツルハ代表取締役会長 (株)クスリのアオキホールディングス取締役
代表取締役社長	堀 川 政 司	(株)ツルハ取締役
取 締 役	鶴 羽 順	専務執行役員グループ店舗運営部門担当 (株)ツルハ代表取締役社長・社長執行役員
取 締 役	後 藤 輝 明	常務執行役員グループ調剤運営部門担当 (株)ツルハ取締役・常務執行役員
取 締 役	阿 部 光 伸	常務執行役員グループ海外事業部門担当 (株)ツルハ取締役 Tsuruha (Thailand) Co.,Ltd.代表取締役社長
取 締 役	木 嶋 敬 介	執行役員グループプライベートブランド商品開発担当 (株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本代表取締役会長 (株)ツルハグループマーチャンダイジング取締役副社長
取 締 役	大 船 正 博	(株)ツルハ取締役 (株)ツルハフィナンシャルサービス代表取締役社長
取 締 役	三 橋 信 也	執行役員(株)レデイ薬局担当 (株)レデイ薬局代表取締役社長
取 締 役	青 木 桂 生	(株)クスリのアオキホールディングス取締役会長 日本チェーンドラッグストア協会会長
取 締 役	山 田 恵 司	
取締役相談役	岡 田 元 也	イオン(株)取締役兼代表執行役社長 グループCEO
常勤監査役	西 功	(株)ツルハ監査役
常勤監査役	土 井 勝 久	土井法律事務所代表、(株)ツルハ監査役
監 査 役	酒 井 純	公認会計士酒井純事務所代表、(株)ツルハ監査役 (株)ホクリヨウ監査役、(株)北海道新聞社監査役
監 査 役	井 元 哲 夫	イオン(株)顧問
監 査 役	藤 井 文 世	(株)北洋銀行監査役、北海道電力(株)監査役

- (注) 1. 取締役青木桂生、岡田元也および山田恵司の3氏は社外取締役であります。なお、当社は青木桂生氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役土井勝久、酒井 純および藤井文世の3氏は社外監査役であります。なお、当社は土井勝久および藤井文世の両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役酒井 純氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

b) 執行役員

地 位	氏 名	担 当
社長執行役員	※ 堀 川 政 司	
専務執行役員	※ 鶴 羽 順	グループ店舗運営部門担当
常務執行役員	※ 後 藤 輝 明	グループ調剤運営部門担当
常務執行役員	※ 阿 部 光 伸	グループ海外事業部門担当
執行役員	※ 木 嶋 敬 介	グループプライベートブランド商品開発担当
執行役員	※ 三 橋 信 也	(株)レデイ薬局担当
常務執行役員	江 口 典 幸	グループ商品部門担当
執行役員	宇 美 康	(株)ソルハ店舗運営部門担当
執行役員	遠 山 和 登	グループ店舗開発部門担当
執行役員	村 上 正 一	(株)ソルハグループドラッグ&ファーマシー西日本担当
執行役員	青 木 直 人	グループ管理部門担当

- (注) 1. 上記※印の執行役員は、取締役を兼任しております。
2. 高島光洋氏は平成29年11月16日付で執行役員を退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を上限としております。

③ 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 9名 315百万円 (うち社外 3名24百万円)
監査役 5名 67百万円 (うち社外 3名32百万円)

- (注) 1. 当社は使用人兼務取締役がおりませんので、取締役には使用人給与は支給しておりません。
2. 取締役11名のうち5名に対し、連結子会社から225百万円の報酬等の支払いを行っております。なお、社外取締役に該当はありません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成17年8月11日開催の第43回定時株主総会において年額500百万円以内、また平成20年8月12日開催の第46回定時株主総会においてストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額として年額30百万円以内 (うち社外取締役分は10百万円以内)、また、平成29年8月10日開催の第55回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権に関する報酬額として年額100百万円 (うち社外取締役30百万円以内) とすることをご承認いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成17年8月11日開催の第43回定時株主総会において年額60百万円以内、また平成20年8月12日開催の第46回定時株主総会においてストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額として年額20百万円以内、また平成29年8月10日開催の第55回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権に関する報酬額として年額50百万円以内とすることをご承認いただいております。
5. 支給額には、当事業年度の役員賞与引当額167百万円 (取締役150百万円、監査役16百万円) が含まれております。
6. 支給額には、譲渡制限付株式に対する報酬額59百万円 (取締役39百万円、監査役19百万円) が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係および当事業年度における主な活動状況は次のとおりです。

a) 社外取締役 岡田 元也氏

イオン(株)取締役兼代表執行役社長 グループCEOであります。イオン(株)は当社の大株主であるとともに、当社グループは同社グループが経営するショッピングセンターへ出店しており、賃借等の営業取引がありますが、取引額は当社営業経費の1.7%であり僅少であります。また、当社グループは同社グループから商品仕入れを行っておりますが、総仕入れ額の0.2%であり僅少であります。

当期に開催された取締役会13回のうち、11回に出席し、経営者としての豊富な経験と高い見識から、客観的立場で当社の経営上有用な意見、助言をいただいております。

b) 社外取締役 青木 桂生氏

(株)クスリのアオキホールディングス取締役会長であります。(株)クスリのアオキホールディングス子会社である(株)クスリのアオキと、当社子会社である(株)ツルハとの間で業務・資本提携契約を締結しております。同社と当社グループとの間では、記載すべき取引関係はありません。また同氏は、日本チェーンドラッグストア協会会長であります。当社は同協会の会員であります。

当期に開催された取締役会13回のうち、12回に出席し、経営者としての豊富な経験と高い見識から、客観的立場で当社の経営上有用な意見、助言をいただいております。

なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

c) 社外取締役 山田 恵司氏

当期に開催された取締役会13回全てに出席し、元証券会社役員としての金融・証券分野における豊富な経験と知識を活かし、当社の経営の重要事項の決定および執行において有用な意見、助言をいただいております。

d) 社外監査役 土井 勝久氏

土井法律事務所代表であります。当社と同事務所との間には特別の取引関係はありません。また同氏は当社子会社である(株)ツルハの監査役を兼務しております。

当期に開催された取締役会13回全てに出席、また同期間に開催された監査役会14回全てに出席し、弁護士として培った専門的見地から経営上有益な意見、助言をいただいております。

なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

e) 社外監査役 酒井 純氏

公認会計士酒井純事務所代表であります。当社と同事務所との間には特別の取引関係はありません。また同氏は(株)ホクリヨウおよび(株)北海道新聞社の監査役であります。当社と(株)ホクリヨウおよび(株)北海道新聞社との間にも特別の取引関係はありません。同氏は当社子会社である(株)ツルハの監査役を兼務しております。

当期に開催された取締役会13回全てに出席、また同期間に開催された監査役会14回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から経営上有益な意見、助言をいただいております。

f) 社外監査役 藤井 文世氏

(株)北洋銀行監査役であります。当社と同行との間では預金と為替取引はありますが、融資取引はありません。また同氏は北海道電力(株)の監査役であります。当社と北海道電力(株)との間には特別の取引関係はありません。

当期に開催された取締役会13回全てに出席、また同期間に開催された監査役会14回全てに出席し、金融業務に精通した豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の健全性を確保するための意見をいただいております。

なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

なお、社外役員が当事業年度において当社の子会社等から受けた報酬等の額はありません。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	35百万円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

- (注) 1. 当社の会計監査人を設置している全ての子会社につきましても有限責任 あずさ監査法人が会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬の額について同意しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 非監査業務の内容

当社および当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として「会計および内部統制に関する指導・助言業務」等を委託しております。

⑤ 責任限定契約の内容と概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を上限としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制および運用状況

当社は、取締役会において内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。

この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効率的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

- ① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社の取締役の職務執行に係る情報については、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。
- ② 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a) 当社および当社子会社は、当社グループ業務執行に係るリスクについて、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。
 - b) リスク管理体制の基礎として、危機管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、当社社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- ③ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については事前に本部長クラスの月2回の定例ミーティングまたは経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
 - b) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めることとする。
- ④ 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定める。
社長直轄のコンプライアンス統括グループを設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、当社グループのコンプライアンス体制の整備および維持を図ることとする。必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。
 - b) 内部監査部門として執行部門から独立した監査室を置く。

- c) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
 - d) 法令および定款違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、コンプライアンス統括グループを直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行うこととする。
 - e) 監査役は当社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a) 当社およびグループ各社における内部統制の構築を目指し、コンプライアンス統括グループが当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。またコンプライアンス統括グループは当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
取締役は、グループ会社において、法令および定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
 - b) 子会社が当社からの経営管理、経営指導を受けるに際して、その内容について法令および定款に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、監査室またはコンプライアンス統括グループは直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができるものとする。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a) 監査役の職務の補助者として、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。監査役補助者の評価は監査役が行い、取締役からの独立を確保するものとする。
 - b) 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。
- ⑦ 当社および当社子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a) 当社グループの取締役および使用人は当社および当社子会社の業務または業績に与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。

- b) 社内通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
 - c) 上記の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けない体制を確立し、社内通報に関する規程に明記する。
 - d) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑧ 財務報告の適正性を確保するための体制の整備
- 当社は、当社および子会社の財務報告の信頼性を確保するため、「内部統制委員会」を設置し、金融商品取引法およびその他関係法令等が求める財務報告の適正性を確保するための体制を整備する。
- ⑨ 反社会的勢力の排除に向けた体制の整備
- 当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるいずれの勢力とも関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ⑩ 業務の適正を確保するための体制の運用状況
- 当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。
- a) 年に4回開催している内部統制委員会において、内部統制システムの運用状況について開示すべき重要な不備がないかモニタリングを行っております。また、本委員会において、各年度の内部統制システムの運用の最終評価を行っております。
 - b) コンプライアンス統括グループが中心となり、グループ各社の管理者クラスの従業員を中心に内部統制システムの重要性に関する研修を当期は12回行い、コンプライアンスに対する意識づけを高める教育を行っております。
 - c) 毎月開催される、グループ各社の部長クラス以上の経営幹部が出席する経営会議において、経営課題の把握と対応方針、各種リスクが顕在化した場合の解決策について討議を行うとともに、情報の共有化を図っております。
 - d) グループ各社の内部監査部門が定期的に監査実施状況について情報交換会議を行い、グループ一体となって監査部門の強化を図っております。この会議には監査役も参加しており、業務執行部門の監査状況の把握をいたしております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化および将来の事業展開を勘案しながら、株主利益重視の見地から安定した配当を行うことを基本方針とし、さらに配当性向を考慮した利益配分を実施してまいりたいと考えております。

内部留保資金につきましては、店舗の新設および増床・改装に伴う設備投資やM&Aも含めた成長など、将来の企業価値を高めるための投資に向けて、備えていく方針であります。

今後も、中長期的な視点にたつて、持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金については予定より6円の増配とし、1株当たり76円とさせていただきます。すでに、平成30年1月9日実施済みの中間配当金1株当たり70円とあわせまして、年間配当金は1株当たり146円となります。

連結貸借対照表

(平成30年5月15日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	44,262	支払手形及び買掛金	78,568
売掛金	23,178	1年内返済予定の長期借入金	1,206
商品	85,019	未払金	11,530
貯蔵品	42	リース債務	625
繰延税金資産	4,653	未払法人税等	6,993
短期貸付金	12	賞与引当金	4,132
その他の流動資産	14,255	役員賞与引当金	526
流動資産合計	171,425	ポイント引当金	3,841
		その他の流動負債	4,897
		流動負債合計	112,321
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金	2,909
建物及び構築物	28,122	リース債務	4,062
機械装置及び運搬具	3	繰延税金負債	9,176
工具、器具及び備品	9,431	退職給付に係る負債	1,892
土地	9,804	役員退職慰労引当金	413
リース資産	3,829	資産除去債務	2,491
建設仮勘定	2,173	その他の固定負債	2,429
有形固定資産合計	53,365	固定負債合計	23,375
無形固定資産		負債合計	135,697
のれん	28,233	純資産の部	
ソフトウェア	378	株主資本	
電話加入権	83	資本金	9,492
その他の無形固定資産	556	資本剰余金	27,545
無形固定資産合計	29,251	利益剰余金	137,270
		自己株式	△5,311
投資その他の資産		株主資本合計	168,997
投資有価証券	33,837	その他の包括利益累計額	
長期貸付金	18	その他有価証券評価差額金	21,924
繰延税金資産	1,843	退職給付に係る調整累計額	△73
差入保証金	45,833	その他の包括利益累計額合計	21,850
その他の投資有価証券	4,200	新株予約権	1,128
貸倒引当金	△90	非支配株主持分	12,013
投資その他の資産合計	85,643	純資産合計	203,989
固定資産合計	168,260	負債純資産合計	339,686
資産合計	339,686		

連結損益計算書

(平成29年5月16日から
平成30年5月15日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	673,238
売上費	480,402
営業利益	192,835
受取利息	152,599
当贈貸償除	40,236
受取利息	137
受取利息	168
受取利息	965
受取利息	165
受取利息	97
受取利息	18
受取利息	516
受取利息	2,069
営業外費用	391
営業外費用	206
営業外費用	98
経常利益	696
経常利益	41,610
特別利益	8
特別利益	4
特別損失	99
特別損失	0
特別損失	869
特別損失	969
税金等調整前当期純利益	40,653
法人税、住民税及び事業税	12,658
法人税、住民税及び事業税	1,558
当期純利益	26,436
非支配株主に帰属する当期純利益	1,638
親会社株主に帰属する当期純利益	24,798

連結株主資本等変動計算書

(平成29年5月16日から
平成30年5月15日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	8,960	27,013	125,500	△5,311	156,162
会計方針の変更による累積的影響額			△5,525		△5,525
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,960	27,013	119,974	△5,311	150,637
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	532	532			1,064
剰 余 金 の 配 当			△7,502		△7,502
親会社株主に帰属する当期純利益			24,798		24,798
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	532	532	17,296	-	18,360
当 期 末 残 高	9,492	27,545	137,270	△5,311	168,997

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包 括利益累計 額合計			
当 期 首 残 高	15,280	△51	15,228	985	3,776	176,153
会計方針の変更による累積的影響額					△285	△5,811
会計方針の変更を反映した当期首残高	15,280	△51	15,228	985	3,490	170,342
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						1,064
剰 余 金 の 配 当						△7,502
親会社株主に帰属する当期純利益						24,798
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	6,643	△22	6,621	143	8,522	15,286
当 期 変 動 額 合 計	6,643	△22	6,621	143	8,522	33,646
当 期 末 残 高	21,924	△73	21,850	1,128	12,013	203,989

【連結注記表】

- 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 13社

連結子会社の名称

(株)ツルハ
(株)くすりの福太郎
(株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本
(株)レデイ薬局
(株)杏林堂グループ・ホールディングス
(株)杏林堂薬局
(株)ツルハグループマーチャンダイジング
(株)ツルハフィナンシャルサービス
(株)ツルハコーポレーション北北海道
(株)ツルハコーポレーション南北海道
(株)ツルハコーポレーション東北
(株)ツルハファーマシー
(株)セベラル

当連結会計年度において、株式取得により(株)杏林堂グループ・ホールディングスを子会社化したことに伴い、当連結会計年度から同社および同社の子会社である(株)杏林堂薬局を連結の範囲に含めております。

② 主要な非連結子会社の名称

Tsuruha (Thailand) Co.,Ltd.
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社および関連会社

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社のうち、主要な会社等の名称

Tsuruha (Thailand) Co.,Ltd.

(持分法適用から除いた理由)

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、すべて連結決算日と一致しております。

当連結会計年度において、(株)杏林堂グループ・ホールディングスおよび(株)杏林堂薬局は決算日を5月15日に変更し、連結決算日と同一となっております。なお、当連結会計年度における会計期間はそれぞれ6.5ヵ月、7ヵ月となっております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

月次移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ただし、調剤に用いる薬剤等は売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法

(会計方針の変更)

(たな卸資産の評価方法の変更)

商品の評価方法について、従来、売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっておりましたが、当連結会計年度より、調剤に用いる薬剤等を除き、月次移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更いたしました。

この変更は、業容拡大の中で、利益管理の精緻化を目的として、迅速に在庫金額を把握し、より適正な期間損益計算を行うために行ったものであり、システム改修によって商品（調剤に用いる薬剤等を除く）ごとの平均単価を把握することが可能になったことによるものであります。当該会計方針の変更は、遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は5,525百万円減少しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得の建物（建物付属設備を除く）および平成28年4月1日以降取得した建物付属設備並びに構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～45年

機械装置及び運搬具 6年

工具、器具及び備品 2～20年

- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ハ. リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年5月15日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を吟味し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、実際支給見込額のうち、当連結会計年度負担分を引当計上しております。
- ハ. 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額を引当計上しております。
- ニ. 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、連結子会社の一部は内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ホ. ポイント引当金
カード会員に付与したポイント使用に備えるため、将来行使されると見込まれる額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異および過
均残存勤務期間以内の一定の年数（3年～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。
- ⑤ のれんの償却方法及び償却期間
個別案件ごとに判断し、合理的な年数（5年～20年）で均等償却しております。
なお、重要性のないものについては一括償却しております。
- ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 55,762百万円

(2) 担保に供している資産
営業取引の保証として、投資有価証券17百万円を差し入れております。

(3) 保証債務

連結子会社の(株)ツルハは一部の店舗の差入保証金305百万円について、金融機関および貸主との間で代位預託契約を締結しております。当該契約に基づき、金融機関は、貸主に対して差入保証金相当額305百万円を同社に代わって預託しており、(株)ツルハは貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数に関する事項
普通株式 49,091,568株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月20日 取締役会	普通株式	4,132	86.0	平成29年5月15日	平成29年7月20日
平成29年12月19日 取締役会	普通株式	3,370	70.0	平成29年11月15日	平成30年1月9日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生予定日
平成30年6月18日 取締役会	普通株式	3,663	利益剰余金	76.0	平成30年5月15日	平成30年7月20日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	当連結会計年度末株式数
第7回新株予約権	普通株式	169,700株
2008年新株予約権	普通株式	22,200株
2009年新株予約権	普通株式	26,400株
2010年新株予約権	普通株式	27,600株
2011年新株予約権	普通株式	31,200株
2012年新株予約権	普通株式	28,800株
2013年新株予約権	普通株式	15,200株
2014年新株予約権	普通株式	12,800株
2015年新株予約権	普通株式	7,400株
2016年新株予約権	普通株式	8,400株
合計		349,700株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、元本の回収確実性を最重視し、かつ常識的な運用益が得られるような商品で運用しております。金融機関の選定についても信用面に留意しつつ、安全性の確保に努めております。有価証券は短期の信託商品であり、M&Aなどの突発的な資金需要にも対応するため、流動性の確保にも努めております。

投資有価証券は政策的に保有する株式であり、上場株式については四半期ごとに時価把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、以下の通りであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	44,262	44,262	—
(2) 売掛金	23,178	23,178	—
(3) 投資有価証券	33,329	33,329	—
(4) 差入保証金	45,833	44,539	△1,293
資産計	146,604	145,311	△1,293
(1) 支払手形及び買掛金	78,568	78,568	—
負債計	78,568	78,568	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

約定期間に基づく返還額に対し、与信管理上の信用リスクを加味した適切な利率で割り引いた現在価値を時価としております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	508

これらについては市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,959円04銭
1株当たり当期純利益	515円26銭

7. 重要な後発事象に関する注記

取得による企業結合

当社は、平成30年4月24日開催の取締役会において、株式会社ビー・アンド・ディーホールディングス（以下、「ビー・アンド・ディーHD」といいます。）の株式の100%を取得し、子会社化することについて決議し、平成30年5月22日付で株式を取得いたしました。

本件の株式取得に伴い、ビー・アンド・ディーHDの子会社である株式会社ビー・アンド・ディー（以下、「ビー・アンド・ディー」といい、ビー・アンド・ディーHDおよびビー・アンド・ディーを総称して「ビー・アンド・ディーグループ」といいます。）が当社の孫会社になります。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 : 株式会社ビー・アンド・ディーホールディングス
 事業の内容 : ドラッグストア運営子会社の経営指導および管理
 被取得企業の子会社の名称 : 株式会社ビー・アンド・ディー
 事業の内容 : ドラッグストア、調剤薬局の経営

② 企業結合を行った主な理由

ビー・アンド・ディーグループは、名古屋市、春日井市を中心とした愛知県でドラッグストアおよび調剤薬局65店舗（うち、調剤薬局14店舗（平成30年4月24日現在））を展開し、「あなたと一緒に、この街で」をキャッチフレーズに、地域に密着し、地域のお客様に喜ばれるドラッグストア・調剤薬局を展開しております。

今回の株式取得により、当社グループの中部地区におけるドミナントの強化を図るとともに、スケールメリットを活かした共同仕入やシステムの共有、出店コストの低減等といった施策の推進に加えて、相互のノウハウや人材等経営資源を共有するなど、ドラッグストア事業および調剤事業における両社の相乗効果、並びにその他幅広いグループ間のシナジー効果の最大化を目指すことで、当社グループの一層の企業価値向上に努めてまいります。

③ 企業結合日

平成30年5月22日

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至る主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	12,382百万円
取得原価		12,382百万円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等(概算額) 35百万円

- (4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定していません。
- (5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定していません。
8. 企業結合に関する注記
- 取得による企業結合
- (1) 企業結合の概要
- ① 被取得企業の名称及びその事業の内容
(被取得企業の名称)
株式会社杏林堂グループ・ホールディングス (以下、「杏林堂HD」といいます。)
- (事業の内容)
ドラッグストア運営子会社の経営指導および管理
- (被取得企業の子会社の名称)
株式会社杏林堂薬局 (以下「杏林堂薬局」といい、杏林堂薬局および杏林堂HDを総称して「杏林堂グループ」といいます。)
- (事業の内容)
ドラッグストア、調剤薬局の経営
- ② 企業結合を行った理由
杏林堂薬局は、浜松市を中心とした静岡県で計77店舗 (平成29年4月15日現在) のドラッグストア・調剤薬局を展開しており、静岡県ではNo.1の規模と知名度を誇っています。また杏林堂HDは、平成28年12月20日に杏林堂薬局の株式移転により設立された持株会社であり杏林堂薬局の完全親会社です。
非常に優れた店舗補完関係にある当社と杏林堂グループは、両社の相互の自主性・独立性を尊重しつつ、スケールメリットを活かした共同仕入やプライベートブランド商品の共同開発に加えて、相互のノウハウや人材等経営資源を共有するなど、ドラッグストア事業および調剤事業における相乗効果並びにその他幅広いグループ間のシナジー効果の最大化を目指すことを目的としております。
- ③ 企業結合日
平成29年9月29日

④ 企業結合の法的形式
株式取得

⑤ 結合後企業の名称
変更はありません

⑥ 取得した議決権比率
51%

⑦ 取得企業を決定するに至る主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

被取得企業のみなし取得日を平成29年10月31日としており、また、当連結会計年度において被取得企業の決算日（4月30日）および被取得企業の子会社の決算日（4月15日）をいずれも5月15日に変更しております。これに伴い、当連結会計年度においては、平成29年11月1日から平成30年5月15日に係る被取得企業の業績および平成29年10月16日から平成30年5月15日に係る被取得企業の子会社の業績が含まれております。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	22,950百万円
取得原価		22,950百万円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額
15,659百万円

② 発生原因
主として、今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間
15年間にわたる均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び負債の額並びにその主な内訳

流動資産	21,592百万円
固定資産	13,973百万円
資産合計	35,565百万円

流動負債	17,092百万円
固定負債	4,177百万円
負債合計	21,270百万円

(6) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	39,235百万円
営業利益	1,059百万円
経常利益	1,014百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	237百万円

(概算額の算定方法)

企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定した売上高および損益情報を影響額の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

貸借対照表

(平成30年5月15日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	225	未払金	392
売掛金	399	未払費用	1
貯蔵品	2	未払法人税等	69
繰延税金資産	32	預り金	0
関係会社短期貸付金	468	賞与引当金	48
未収還付法人税等	3,414	役員賞与引当金	204
その他の	47	その他の	77
貸倒引当金	△218	流動負債合計	795
流動資産合計	4,373		
固 定 資 産		固 定 負 債	
有 形 固 定 資 産		受入保証金	8
建物	2	その他の	7
工具、器具及び備品	14	固定負債合計	15
有形固定資産合計	16		
無 形 固 定 資 産		負 債 合 計	810
電話加入権	0	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	291	科 目	金 額
無形固定資産合計	291	株 主 資 本	
投 資 そ の 他 の 資 産		資本金	9,492
関係会社株式	90,713	資本剰余金	
繰延税金資産	12	資本準備金	42,776
その他の	84	その他資本剰余金	2,452
投資その他の資産合計	90,810	資本剰余金合計	45,228
固定資産合計	91,119	利益剰余金	
		利益準備金	15
		その他利益剰余金	44,129
		別途積立金	861
		繰越利益剰余金	43,267
		利益剰余金合計	44,144
		自己株式	△5,311
		株主資本合計	93,553
		新 株 予 約 権	1,128
		純 資 産 合 計	94,682
資 産 合 計	95,492	負 債 純 資 産 合 計	95,492

損益計算書

(平成29年5月16日から
平成30年5月15日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 入	21,573
営 業 費 用	3,939
営 業 利 益	17,633
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1
有 価 証 券 利 息	1
受 取 配 当 金	1
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	29
そ の 他	11
営 業 外 費 用	10
経 常 利 益	17,668
税 引 前 当 期 純 利 益	17,668
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	216
法 人 税 等 調 整 額	2
当 期 純 利 益	17,449

株主資本等変動計算書

(平成29年5月16日から
平成30年5月15日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	8,960	42,244	2,452	44,696	15	861	33,320	34,197
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	532	532		532				
剰 余 金 の 配 当							△7,502	△7,502
当 期 純 利 益							17,449	17,449
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	532	532	-	532	-	-	9,947	9,947
当 期 末 残 高	9,492	42,776	2,452	45,228	15	861	43,267	44,144

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△5,311	82,542	985	83,528
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		1,064		1,064
剰 余 金 の 配 当		△7,502		△7,502
当 期 純 利 益		17,449		17,449
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			143	143
当 期 変 動 額 合 計	-	11,011	143	11,154
当 期 末 残 高	△5,311	93,553	1,128	94,682

【個別注記表】

1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式
その他有価証券
時価のあるもの
時価のないもの
 - 移動平均法による原価法
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
移動平均法による原価法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産
定率法
ただし、建物（建物付属設備を除く）および平成28年4月1日以降取得した建物付属設備並びに構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 15年
工具、器具及び備品 5～10年
 - 無形固定資産
定額法
なお、自社使用のソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を吟味し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、実際支給見込額のうち、当事業年度負担分を引当計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額を引当計上しております。
 - (4) 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。
3. 貸借対照表に関する注記
 - (1) 有形固定資産の減価償却累計額 54百万円
 - (2) 保証債務
他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。
(株)レデイ薬局 3,600百万円

(3) 関係会社に対する区分表示していない金銭債権債務	
短期金銭債権	421百万円
短期金銭債務	70百万円
長期金銭債務	8百万円

4. 損益計算書に関する注記	
関係会社との取引高	
営業取引高	
営業収入	21,564百万円
営業費用	28百万円
営業取引以外の取引高	1百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記	
当事業年度末における自己株式の種類及び株式数に関する事項	
普通株式	886,038株

6. 税効果会計に関する注記	
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産 … 未払事業税、賞与引当金	

7. 関連当事者との取引に関する注記	
子会社及び関連会社等	

種類	会社等の名称	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
				役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)ツルハ	医薬品小売業	(所有)直接100.0	兼任9名	経営指導等	経営指導料等の受取	2,559	売掛金	253
子会社	(株)レデイ薬局	医薬品小売業	(所有)直接51.0	兼任3名	経営指導等	銀行借入金に対する債務保証	3,600	-	-

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 取引条件および取引条件の決定方針等
 経営指導料等の受取については双方協議のうえ合理的に決定しております。
 金融機関の借入については債務保証を行っておりますが、保証料は受領しておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記	
1株当たり純資産額	1,940円72銭
1株当たり当期純利益	362円56銭

9. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「7. 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

10. 企業結合に関する注記

連結注記表「8. 企業結合に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年7月6日

株式会社ツルハホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山下 和俊 ㊟
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 田辺 拓央 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ツルハホールディングスの平成29年5月16日から平成30年5月15日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツルハホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の会計方針に関する事項に記載されているとおり、商品の評価方法は、従来、売価還元法による原価法によっていたが、当連結会計年度より、調剤に用いる薬剤等を除き、月次移動平均法による原価法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年7月6日

株式会社ツルハホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山下 和俊	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田辺 拓央	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ツルハホールディングスの平成29年5月16日から平成30年5月15日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成29年5月16日から平成30年5月15日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室、コンプライアンス統括グループその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、コンプライアンス統括グループ及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年7月6日

株式会社ツルハホールディングス 監査役会

常勤監査役	西	功	㊟
常勤監査役 (社外監査役)	土 井	勝 久	㊟
監 査 役 (社外監査役)	酒 井	純	㊟
監 査 役	井 元	哲 夫	㊟
監 査 役 (社外監査役)	藤 井	文 世	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	つる は たつる 鶴 羽 樹 (昭和17年2月11日生)	昭和51年6月 (株)ツルハ入社 昭和53年7月 同社取締役 平成6年8月 同社専務取締役 平成8年8月 同社代表取締役専務 平成9年8月 同社代表取締役社長 平成15年8月 当社取締役 平成16年8月 (株)クスリのアオキ取締役 平成17年8月 当社代表取締役社長 平成19年1月 (株)くすりの福太郎取締役 平成20年8月 当社社長執行役員 (株)ツルハ社長執行役員 平成25年12月 (株)ハーティウオンツ（現(株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本）取締役 平成26年8月 当社代表取締役会長（現任） (株)ツルハ代表取締役会長（現任） 平成28年11月 (株)クスリのアオキホールディングス取締役（現任） (重要な兼職の状況) (株)ツルハ代表取締役会長 (株)クスリのアオキホールディングス取締役 (取締役候補者とする理由) 鶴羽 樹氏は、卓越した経営手腕を発揮して現在のツルハグループの礎を築きました。選任後は取締役会長として、グループ全体を俯瞰した経営の監督を行い当社グループの更なる企業価値向上のための職責を担う予定であります。	1,408,340株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	堀川政司 (昭和33年9月9日生)	<p>昭和52年3月 (株)ツルハ入社 平成9年8月 同社取締役 平成16年8月 (株)ツルハ常務取締役 平成17年8月 当社常務取締役 平成20年8月 当社取締役 当社専務執行役員・グループ店舗開発担当 (株)ツルハ取締役(現任) 同社専務執行役員 平成21年8月 (株)ウェルネス湖北取締役 平成25年12月 (株)ハーティウオンツ(現(株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本)取締役(現任) 平成26年8月 当社代表取締役社長(現任) 当社社長執行役員(現任) 平成27年2月 (株)くすりの福太郎取締役(現任) 平成27年11月 (株)レデイ薬局取締役(現任) 平成29年5月 (株)ツルハグループマーチャンダイジング取締役(現任) 平成29年10月 (株)杏林堂グループ・ホールディングス取締役(現任) (株)杏林堂薬局取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)ツルハ取締役</p> <p>(取締役候補者とする理由) 堀川政司氏は、当社代表取締役社長として当社グループの業容拡大とガバナンス体制の構築の中核的役割を担っております。取締役会の決議を執行し、グループの経営方針に基づき全体の業務を強い統率力と適確な判断力により統括しております。選任後も代表取締役社長として、引き続き経営効率化と創意をもった施策実施により、新たな中期目標である全国3,000店舗、売上高1兆円の達成を目指して職責を担う予定であります。</p>	64,804株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	<p>鶴羽 順 (昭和49年5月21日生)</p>	<p>平成10年4月 (株)ツルハ入社 平成23年5月 同社取締役執行役員 同社北海道店舗運営本部長 当社執行役員 平成23年12月 Tsuruha (Thailand) Co.,Ltd.取締役 (現任) 平成26年8月 当社取締役専務執行役員・グループ店舗 運営部門担当 (現任) (株)ツルハ代表取締役社長 (現任) 同社社長執行役員 (現任) 平成29年5月 (株)ツルハグループマーチャンダイジング 取締役 (現任) 平成29年10月 (株)杏林堂グループ・ホールディングス取 締役 (現任) (株)杏林堂薬局取締役 (現任) 平成30年5月 (株)くすりの福太郎取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)ツルハ代表取締役社長・社長執行役員</p> <p>(取締役候補者とする理由) 鶴羽 順氏は、当社取締役専務執行役員およびグループ 子会社内で筆頭の規模を誇る(株)ツルハの代表取締役社長 として、当社の経営上の意思決定に参画し、経験により 培われた統率力・行動力を活かし、当社グループの発展 拡大に貢献しております。 同氏のリーダーシップは、今後の当社グループの更なる 成長および競争力強化に大きく寄与するものと判断し、 選任をお願いするものであります。 また、この度の株主総会にて選任されることを条件とし て、代表取締役専務としての職責を担う予定であります。</p>	118,100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
4	後 藤 輝 明 (昭和30年9月19日生)	<p>昭和54年 4月 (株)ツルハ入社 平成 8年 8月 同社取締役 平成14年 6月 同社調剤運営本部長 (現任) 平成16年 8月 同社常務取締役 平成17年 8月 当社常務取締役 平成20年 8月 当社取締役 (現任) 当社常務執行役員・グループドラッグ店 舗運営部門担当 (株)ツルハ取締役 (現任) 同社常務執行役員 (現任)</p> <p>平成25年 6月 (株)ウェルネス湖北 (現株)ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本) 取締役 (現任)</p> <p>平成26年 8月 当社常務執行役員・グループ調剤運営部 門担当</p> <p>平成29年 1月 当社常務執行役員・グループ調剤運営部 門担当兼調剤店舗開発部長</p> <p>平成30年 3月 (株)杏林堂グループ・ホールディングス取 締役 (現任) (株)杏林堂薬局取締役 (現任)</p> <p>平成30年 5月 当社常務執行役員・グループ調剤運営本 部長 (現任) (株)くすりの福太郎取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)ツルハ取締役・常務執行役員</p> <p>(取締役候補者とする理由) 後藤輝明氏は、グループ調剤運営部門担当取締役として、 卓越した知識と経験を有し、調剤部門の業務効率化と調 剤薬局勤務薬剤師の資質向上に大きく貢献しております。 選任後も調剤部門の最高責任者として職責を担う予定で あります。</p>	54,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	<p style="text-align: center;">あ べ みつ のぶ 阿 部 光 伸 (昭和29年5月19日生)</p>	<p>平成16年3月 (株)ツルハ顧問 平成16年8月 同社常務取締役 平成17年8月 当社常務取締役 平成20年8月 当社常務執行役員(現任) (株)ツルハ取締役(現任) 平成22年12月 当社グループ海外事業部門担当(現任) 平成23年12月 Tsuruha (Thailand) Co.,Ltd.代表取締役社長(現任) 平成27年5月 (株)くすりの福太郎代表取締役社長 平成27年8月 当社取締役(現任) 平成28年5月 (株)くすりの福太郎代表取締役副会長</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)ツルハ取締役 Tsuruha (Thailand) Co.,Ltd.代表取締役社長</p> <p>(取締役候補者とする理由) 阿部光伸氏は、当社海外事業本部担当取締役およびグループのタイ国現地法人代表取締役社長として当社グループの業容拡大に貢献しております。 選任後も引き続き、特に海外事業部門の競争力および経営基盤強化に注力し、職責を担う予定であります。</p>	12,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	木嶋敬介 <small>き じま けい すけ</small> (昭和30年1月10日生)	<p>平成7年4月 (株)ハーティウォンツ (現株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本) 入社</p> <p>平成7年10月 同社取締役</p> <p>平成17年6月 同社常務取締役</p> <p>平成21年11月 同社取締役社長兼社長執行役員</p> <p>平成25年12月 同社代表取締役社長兼社長執行役員 当社執行役員</p> <p>平成27年8月 当社取締役 (現任) (株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本代表取締役会長 (現任)</p> <p>平成28年8月 (株)ツルハグループマーチャンダイジング取締役副社長 (現任) 当社執行役員・グループプライベートブランド商品開発担当 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本代表取締役会長 (株)ツルハグループマーチャンダイジング取締役副社長</p> <p>(取締役候補者とする理由) 木嶋敬介氏は、ドラッグストア業界に精通した深い見識と経験を有し、当社子会社である(株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本の代表取締役会長、(株)ツルハグループマーチャンダイジングの取締役副社長として、当社グループの企業価値向上に貢献しております。選任後も引き続き、プライベートブランド商品開発担当取締役として職責を担う予定であります。</p>	500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	<p>三橋 信也 <small>みつ はし しん や</small> (昭和34年6月8日生)</p>	<p>平成元年4月 (株)レデイ薬局入社、同社取締役 平成11年3月 同社代表取締役社長 平成19年7月 同社代表取締役社長兼営業本部長 平成20年6月 同社代表取締役社長(現任) 平成28年8月 当社取締役(現任) 当社執行役員・(株)レデイ薬局担当(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)レデイ薬局代表取締役社長</p> <p>(取締役候補者とする理由) 三橋信也氏は、当社子会社である(株)レデイ薬局代表取締役社長として、ドラッグストア経営における豊富な経験と知識を有しており、同社は中国・四国地区において順調に業容拡大を続けております。選任後も引き続き取締役として当社グループの企業価値向上に向けた職責を担う予定であります。</p>	5,500株
8	<p>青木 桂生 <small>あお き けい せい</small> (昭和17年2月13日生)</p>	<p>昭和47年3月 青木二階堂薬局入社 昭和51年6月 (有)青木二階堂薬局設立取締役 昭和56年11月 同社代表取締役 昭和60年1月 (株)クスリのアオキ設立代表取締役 平成12年8月 (株)ツルハ取締役 平成15年8月 (株)クスリのアオキ代表取締役会長 平成17年11月 当社取締役(現任) 平成22年8月 (株)クスリのアオキ取締役会長 平成27年6月 日本チェーンドラッグストア協会会長(現任) 平成28年11月 (株)クスリのアオキホールディングス取締役会長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)クスリのアオキホールディングス取締役会長 日本チェーンドラッグストア協会会長</p> <p>(社外取締役候補者とする理由) 青木桂生氏は、(株)クスリのアオキホールディングス取締役会長および日本チェーンドラッグストア協会会長として、豊富な経験と知識を有し、当社の経営に対し適確な助言をいただいております。選任後も引き続き社外取締役として当社グループの企業価値向上に貢献していただけると判断し選任をお願いするものであります。</p>	14,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9	おか だ もと や 岡 田 元 也 (昭和26年6月17日生)	昭和54年3月 ジャスコ(株) (現イオン(株)) 入社 平成2年5月 同社取締役 平成4年2月 同社常務取締役 平成7年5月 同社専務取締役 平成9年6月 同社代表取締役社長 平成15年5月 同社取締役兼代表執行役社長 平成17年11月 当社取締役相談役 (現任) 平成24年3月 イオン(株)取締役兼代表執行役社長 グループCEO (現任) 平成26年8月 (株)クスリのアオキ取締役 平成26年11月 ウエルシアホールディングス(株)取締役 (現任) 平成28年11月 (株)クスリのアオキホールディングス取締役 (現任) (重要な兼職の状況) イオン(株)取締役兼代表執行役社長 グループCEO (社外取締役候補者とする理由) 岡田元也氏は、イオン(株)取締役兼代表執行役社長 グループCEOとして高度な経営判断をされており、当社の取締役会においても極めて有益な発言をいただいております。選任後も引き続き取締役相談役として当社の経営全般に有益な指導をいただくものと判断し選任をお願いするものであります。	4,300株
10	やま だ えい じ 山 田 恵 司 (昭和31年1月20日生)	昭和53年4月 日興証券(株)入社 平成19年2月 同社常務取締役 平成22年3月 同社専務執行役員 平成23年4月 S M B C日興証券(株)専務執行役員 平成26年4月 日興リサーチセンター(株)代表取締役社長 平成28年3月 同社退社 平成28年8月 当社取締役 (現任) (社外取締役候補者とする理由) 山田恵司氏は、元証券会社役員として豊富な経験、実績を有しており、金融・証券分野の専門知識を駆使し、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に貢献いただいております。選任後も引き続き社外取締役としての立場から意見・指導をいただくため、選任をお願いするものであります。	300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※11	小川久哉 (昭和33年9月21日生)	<p>昭和58年8月 (株)くすりの福太郎入社 昭和63年12月 同社代表取締役社長 平成19年8月 当社常務取締役 平成20年8月 当社取締役 当社常務執行役員・グループ調剤店舗運営・(株)くすりの福太郎担当 平成27年5月 同社取締役 平成28年5月 同社代表取締役社長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)くすりの福太郎代表取締役社長</p> <p>(取締役候補者とする理由) 小川久哉氏は、当社子会社である(株)くすりの福太郎代表取締役社長として、ドラッグストア経営における豊富な経験と知識を有しており、同社は関東地区において順調に業容拡大を続けております。選任後も引き続き、取締役として当社グループの企業価値向上に向けた職責を担う予定であります。</p>	1,000,500株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 候補者岡田元也氏は、イオン(株)取締役兼代表執行役社長 グループCEOであり、イオン(株)は当社の大株主であるとともに、当社グループは同社グループが経営するショッピングセンターへ出店しており、賃借等の営業取引がありますが、当社営業経費の1.7%であり僅少であります。また、当社グループは同社グループから商品仕入れを行っておりますが、総仕入れ額の約0.2%であり僅少であります。
- また、候補者青木桂生氏は、(株)クスリのアオキホールディングス取締役会長であり、当社との間には記載すべき取引関係はありません。
- 他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 岡田元也、青木桂生、山田恵司の3氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は青木桂生氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 岡田元也、青木桂生、山田恵司の3氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって岡田元也、青木桂生の両氏が12年9ヶ月、山田恵司氏が2年となります。
5. 当社と岡田元也、青木桂生、山田恵司の3氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を上限としております。また、3氏の再任が承認された場合、当社は3氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役西 功および酒井 純の両氏は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	酒井 純 (昭和29年10月1日生)	<p>昭和52年4月 日本楽器製造(株)入社 昭和55年10月 公認会計士西村重興事務所勤務 昭和59年4月 公認会計士酒井純事務所代表 (現任) 平成5年3月 (株)アレフ監査役 平成7年8月 (株)ツルハ監査役 (現任) 平成17年8月 当社監査役 (現任) 平成25年11月 (株)ホクリヨウ監査役 (現任) 平成28年3月 (株)北海道新聞社監査役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 公認会計士酒井純事務所代表 (株)ツルハ監査役 (株)ホクリヨウ監査役 (株)北海道新聞社監査役</p> <p>(社外監査役候補者とする理由) 酒井 純氏は、公認会計士事務所代表として、財務・会計に関する専門的な見識と公認会計士としての見識を有しております。当社の事業内容にも精通しており、他社における監査役の実務経験等も踏まえ、客観的な立場から多角的な視点をもって当社の監査体制の強化に尽力いただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。</p>	8,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※ 2	<p>おお ぶね まさ ひろ 大 船 正 博 (昭和27年10月10日生)</p>	<p>平成5年11月 (株)ツルハ入社 平成17年8月 同社取締役(現任) 当社取締役(現任) 当社管理本部長兼総務部長兼経理部長 平成19年1月 (株)くすりの福太郎監査役(現任) 平成20年8月 当社常務執行役員・管理部門担当管理本部長兼経理部長 平成20年12月 (株)ツルハフィナンシャルサービス代表取締役社長(現任) 平成21年3月 当社常務執行役員・管理部門担当管理本部長 (株)ウェルネス湖北(現株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本) 監査役 平成25年12月 (株)ハーティウオンツ(現株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本) 監査役(現任) 平成27年11月 (株)レデイ薬局監査役(現任)</p> <p>(監査役候補者とする理由) 大船正博氏は、財務、経理、税務、法務全般に関する豊富な知識と経験をもとに、当社取締役として職責を担ってまいりました。このたびその実績を生かし常勤監査役として、グループの監査体制の基盤強化を行いたく、選任をお願いするものであります。</p>	6,700株

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 酒井 純氏は社外監査役候補者であります。
 4. 当社と社外監査役である酒井 純氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を上限としております。また、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
 5. 本議案が承認可決された場合、当社の社外監査役は土井勝久、酒井 純、藤井文世の3氏となります。
 6. 酒井 純氏の監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって13年となります。

第3号議案 当社および当社子会社の執行役員および従業員に対するストックオプションとしての
新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社および当社子会社の執行役員および従業員に対して無償にて発行するストックオプションとしての新株予約権に関する募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

- I. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、当社および当社子会社の執行役員および従業員に対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行いたしたいと存じます。
- II. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限および金銭の払込みの要否
 1. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限
下記Ⅲ.に定める内容の新株予約権4,000個を上限とする。
なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式400,000株を上限とし、下記Ⅲ.1.により付与株式数（以下に定義される）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。
 2. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。
- III.本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容
 1. 新株予約権の目的である株式の種類および数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。
ただし、本総会終結後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

当該調整後付与株式数を適用する日については、3. (2) ①の規定を準用する。
また、上記のほか、本総会終結後、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新

株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記3.に定める調整に服する。

3. 行使価額の調整

(1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。

ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は

適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

- iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

- ① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- ② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

(3) 上記(1)①および②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

4. 新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から2年間とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
7. 新株予約権の取得条項
- 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記5.に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記7.に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記10.に準じて決定する。
9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
10. その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

以上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成30年8月9日（木曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

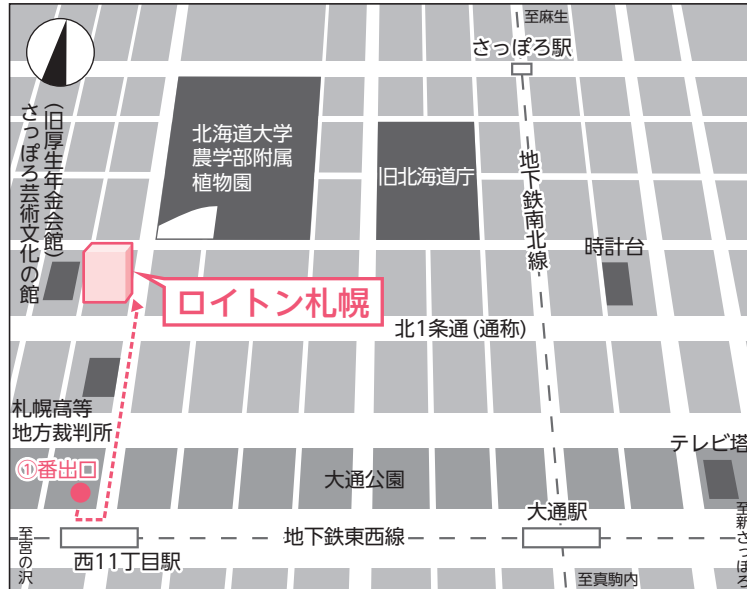
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

（機関投資家の皆様へ）

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会会場ご案内図

日時：平成30年8月10日（金曜日）午前10時より（午前9時受付開始）
会場：札幌市中央区北1条西11丁目
ロイトン札幌 3階 ロイトンホール
TEL. 011-271-2711



[交通機関]

■ 地下鉄東西線 西11丁目駅下車（①番出口）徒歩約3分

■ J R札幌駅からタクシー約5分

※駐車場（有料）の数に限りがございますので、公共交通機関にてご来場いただきますようお願い申し上げます。

※株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）ので、ご注意ください。